令和９年度　地域こども体験学習事業業務委託仕様書（提案用）

１　委託事業名

令和９年度　地域こども体験学習事業業務委託

２　事業の概要

(1)　事業の目的

各地域でこどもの健全育成に関わる活動を行う大人（団体）が、こども向け体験学習プログラムを企画・運営できる体制を整え、地域が自らの力でこどもたちに体験学習の機会を提供できる状態を実現することを目的とする。そのため、こどもへの関わり方に関する知識・技術の習得や、こども向け体験学習プログラムの企画・運営手法を習得するための研修等を機会提供の担い手となる大人（団体）を対象に実施する。

併せて、こどもたちの心身の成長を促す体験学習の意義や重要性を市民に周知・啓発し、地域におけるこどもの健全育成にかかる気運の向上と活性化を図り、こどもたちの生きる力の育成につなげることを目的とする。

(2)　事業の構成

受託者は、こどもの健全育成に関わるあらゆる団体等と連携し、次に記載する本事業の各項目を実施し、効果的かつ安全な事業の運営がなされるよう提案すること。

ア　本事業全般にわたる総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定、技術的判断等
イ　地域でこども向け体験学習を行うための情報提供、助言・指導
ウ　「研修＋実体験プログラム」の実施
エ　「啓発事業」の実施
オ　利用団体・講師との連絡調整
カ　事業効果の測定
キ　広報

３　委託期間

令和９年４月１日から令和10年３月31日

４　受託者として果たすべき責任

(1)　法令等の遵守

本事業の運営にあたっては、本仕様書により業務遂行するほか、次の法令等を遵守し誠実に遂行しなければならない。

・労働基準法
・最低賃金法
・労働契約法
・労働安全衛生法
・消防法
・その他関係法令等（ 法律及び法律に基づく命令並びに条例及び規則（ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第２項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程その他の地方公共団体の長以外の機関の定める規則その他

の規程を含む。）をいう。以下同じ。）

⑵　個人情報保護の取扱い

受託者は業務の遂行にあたり入手した個人情報及びデータ等の管理にあたっては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）及び大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号）の趣旨を踏まえ、個人情報の適切な管理を図ること。業務委託期間終了後または委託契約解除後においても同じ取り扱いとする。

⑶　情報公開への対応等

受託者は大阪市情報公開条例の趣旨を踏まえ、業務に関する情報の公開に努めなければならない。

⑷　公正な職務の執行

受託者は業務遂行にあたり、常に公正・公平であることを旨とし、利用者、地域住民及び市民の疑惑や不信を招くことのないよう十分に配慮し業務遂行するとともに、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号）の定めるところに従い、公益通報に適切に対処しなければならない。また、受託者の役員又は職員等は、業務の遂行にあたっては、常に法令等を遵守し、公正・公平な職務の執行にあたらなければならない。

⑸　障がいのある人への合理的配慮の提供

受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修後は、別途本市が定める様式により本市に報告書を提出すること。

５　業務内容

⑴　本事業全般にわたる総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定、技術的判断等

ア　概要

・本事業の事業効果を最大限に発揮するため、事業全般にわたる総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定、技術的判断等を行う。

イ　内容にかかる条件

・年間を通じて計画的に事業実施ができるよう総合的な企画を立案し、業務の遂行状況について進捗管理を行うこと。

・本事業を実施するため、的確な事業手法等を採用し、実行すること。

⑵　地域でこども体験学習を行うための情報提供、助言・指導

ア　概要

こどもの健全育成に関わる大人（団体）や市民が、こどもたちの心身の成長を促す体験学習の意義と重要性を理解し、地域でこども向け体験学習を実施するために役立つ情報提供や助言・指導を行う。

イ　内容にかかる条件

・ 情報提供、助言・指導に資する情報の収集・集積を行うとともに、地域でこどもに関わる活動を行っている団体やその活動の実態の把握に努めること。

・ 「研修＋実体験プログラム」及び「啓発事業」の運営の手引きを作成するなどし、情報提供や助言・指導が効果的になされるためのツールを作成すること。

・ こどもの健全育成に関する大阪市の関連団体等への情報提供や助言・指導を行うこと。

・ 市民からの相談窓口を設けるなど、広くかつ効果的に情報提供や求めに応じて助言・指導

を行うこと。
・ 上記項目が効果的になされる体制を整えること。

(3) 「研修＋実体験プログラム」の実施

ア 概要

・地域でこどもの健全育成に関わる大人を含む団体が、自らの力でこどもの健全育成に関わる取り組みを行う力をさらに高めるため助言・指導を行い、無料で講師を派遣する「研修＋実体験プログラム」を実施する。
・「研修＋実体験プログラム」は、地域の大人（団体）が、こどもへの関わり方に関する知識・技術を学ぶ「研修」と、講師の指導の下、実際にこども向け体験学習プログラムを実践し、習得することを目的とする「実体験プログラム」で構成する。

イ 対象

・「研修＋実体験プログラム」の利用対象については、主に小学校区を中心とする各地域において、こどもの健全育成に関わる大人を含む団体とする。ただし、過去３年間に地域こども体験学習事業における「研修＋実体験プログラム」を利用していない小学校区内の団体を優先とする。
・同一小学校区における利用は、年度１回限りとする。
・同一小学校区内において、複数の団体が利用を申請している場合は、できる限り多くの団体が参加できるよう合同開催を企画するなど、調整に努めること。
・既に利用済みの小学校区において未利用団体から申請がある場合は、当該小学校区内の既利用団体を紹介して、「研修＋実体験プログラム」の受講内容について団体間の情報交換を図るとととともに、近隣の小学校区において事業を実施する際には、当該未利用団体が参加できるよう調整に努めること。

ウ 内容にかかる条件

・事業を実施する際には、利用を希望する団体の実情に合わせてきめ細かく連絡調整を行うとともに、当該団体や地域が抱える課題に真摯に向き合い、課題解決に向けた企画立案を行うこと。
・「研修」は地域の大人（団体）が、体験活動の意義と重要性を理解した上で、自ら実践できる力を高められるような企画を提案すること。
・「実体験プログラム」は、地域の大人（団体）が実践可能な内容とし、現在のこどもたちのニーズを踏まえて、こどもたちに興味を湧かせ、こどもたちの生きる力を引き出せるよう、成長過程に応じたプログラムを提案すること。
・「研修」及び「実体験プログラム」とも専門性を有する講師を派遣すること。
・事業の実施にあたっては、今まで一度も実施していない小学校区での開催に努めること。
・営利活動、宗教活動、政治活動を伴う本事業の利用や、教育機関の授業、保育事業、放課後児童いきいき事業等としての本事業の利用は認めない。
・上記項目が効果的になされる体制を整えること。

エ 会場

・ 原則として、会場は利用団体に用意させること。
・ 委託料から会場費（駐車料金含む）は支出しないこと。

オ 費用

・ 利用団体から講師謝礼金等の費用は徴収しないこと。
・ 教材費に関しては利用団体に実費を負担させること。

カ 事業回数

・ 年間40回以上

キ 募集方法

・ 募集期間を①５月(※)～８月、②９月～11月、③12月～２月の３期に分けること。
(※)４月中に募集開始が可能な場合は、４月に変更することを可能とする。

・ 利用団体における事業実施の決定は抽選制によることとし、各募集期間において各回10回以上実施すること。

・ 抽選にあたっては、上記(3)イの過去３年間に地域こども体験学習事業における「研修啓発事業」を利用していない小学校区内の団体を優先して決定した上で抽選を実施とすること。

ク その他

・ 派遣する講師等を対象とした保険に加入すること。

(4) 「啓発事業」の実施

ア 概要

・ 広く市民を対象とするイベント・行事や、こどもの健全育成に関わる事業等において、こどもたちの心身の成長を促す体験学習の意義や重要性を広く市民に啓発することにより、各地域におけるこどもの健全育成の機運を向上させる。

イ 対象

・各区や本市施設で実施される、こどもや保護者等を対象とするイベント・行事
・地域内において、こどもの健全育成に関わる複数の団体が協働して実施する事業
・複数の地域をまたがって実施されるこどもの健全育成に関わる事業

ウ 内容にかかる条件

・広く市民を対象とするイベント・行事や、こどもの健全育成に関わる事業等（上記(4)イ参照）について、開催状況等の情報を積極的に収集すること。
・広く市民が、こどもたちの心身の成長を促す体験学習の意義や重要性に対する認識を深め、地域においてこども向け体験学習を自主的に実施する機運が高まるよう、イベント等の開催趣旨を十分に理解し、その趣旨に合った啓発手法を工夫すること。
・営利活動、宗教活動、政治活動を伴う本事業の利用や、教育機関の授業、保育事業、放課後児童いきいき事業等としての本事業の利用は認めない。
・上記項目が実施されるよう体制を整えること。

エ 事業回数

・年間８回以上
ただし、５．(3)．キの各募集期間において各回２回以上実施すること。

(5) 利用団体・講師との連絡調整

ア 概要

・「研修＋実体験プログラム」の利用団体や当該地域及び「啓発事業」におけるイベント・行事の主催団体等が、こどもの健全育成に関して抱えている課題を十分に把握し、利用団体及び講師との連携を密にし、事業が円滑に運営できるよう連絡調整をすること。

イ 内容にかかる条件

・「研修＋実体験プログラム」の事業効果が最大限に発揮されるよう、事業の利用団体や当該地域の課題に応じた講師を設定すること。
・「啓発事業」の事業効果が最大限に発揮されるよう、イベント等の開催趣旨を十分に理解し、その趣旨に合った講師や啓発手法を設定すること。

・上記項目が実施されるよう体制を整えること。

(6) 事業効果の測定

ア　概要

・本事業の「研修＋実体験プログラム」及び「啓発事業」について、事業効果測定を行う。

イ　内容にかかる条件

・事業を発展させるため、事業効果の測定を行う。
・事業実施の進捗状況及び未実施校区の状況を調査した結果について、募集期間ごとの報告書を作成すること。
・年度末には、事業成果及び事業を発展させる提案を含んだ報告書を作成すること。
・特に、「研修＋実体験プログラム」については、利用団体に対して事業実施前と事業実施後にアンケート、一定期間後に追跡アンケートを実施し、受講前と受講後の意識や地域におけるこどもの健全育成にかかる取組み状況の変化等を分析し、効果を測定のうえ、その結果を報告書に記載すること。また、利用団体が自らの力で地域のこどもに体験活動を実践した件数についても報告書に記載すること。
・報告書への記載にあたり、参加者の氏名その他個人を特定できる情報、写真・映像その他参加者を識別できる資料の掲載を必須としないが、これらを掲載する場合は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他適用される法令及び本業務委託契約等に従い、必要な同意を得るなど適切に取り扱うこと。
・上記項目がなされる体制を整えること。

(7) 広報

ア　概要

・本事業の周知と重要性に関する広報を行う。

イ　内容にかかる条件

・事業の手引き等の作成やホームページでの事業紹介、各種広報媒体を活用すること。
・本市施設をはじめ、地域活動協議会、大阪市子ども会育成連合協議会、大阪市PTA協議会、子育てサークル等のこどもの健全育成に関わる様々な団体、機関の活動状況等について積極的に調査し、広報活動を行うこと。

(8) 事業実施日時

本事業の実施日時は、土曜日・日曜日・国民の祝日を含めた日程を設定することとし、時間帯を含め利用団体が活用しやすい設定を行うこと。

(9) 事務所の設置について

大阪市内に事務所を設置し事業を実施すること。

６　事業に関する目標

(1)　「研修＋実体験プログラム」をとおして地域でこどもを育成する意欲を高めた団体割合が90％

(2)　「研修＋実体験プログラム」をとおして、体験活動を今後の活動に取り入れていく考えをもった団体の割合が90％

７　本事業を実施するにあたっての人員体制

ア　業務遂行全般にわたり管理責任を担うスタッフの総括者を配置する。

イ　事業を運営するスタッフの人員を配置すること。

ウ　スタッフの研修を行うこと。

８　再委託に関する事項

(1)　業務委託契約書（経常型）第16条第１項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。

ア　委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ　地域でこども向け体験学習を行うための情報提供、助言、指導

ウ「研修＋実体験プログラム」の実施

エ「啓発事業」の実施

オ　利用団体・講師との連絡調整

カ　事業効果の測定

（２）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

（３）受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

（４）地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の３分の１以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

（５）受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第３項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（経常型）第16条第２項及び第16条の２第２項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

９　本事業実施についての注意事項

(1) 事業の運営にあたって、個人情報の保護及び管理については、特段の配慮の上、慎重に取り扱うこと。

(2) 安全管理及び緊急時の対応については十分な体制を整えた上で事業実施すること。